

一般社団法人日本胸部外科学会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本胸部外科学会(以下、「この法人」という。)の定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

第2章 専門医会員

(専門医会員の資格)

第2条 専門医会員の資格は、この法人の会員で年会費を完納している限り、継続する。

(専門医会員の審査の申請及び審査の基準)

第3条 専門医会員になるための審査を受けようとする者は、審査の年の4月15日現在において、次の各号に定められた条件をすべて備えていなければならない。

- (1) 引き続き5ヵ年以上、一般会員であり、かつ、会費を完納していること
- (2) 胸部外科関係専門医であること（心臓血管外科専門医、呼吸器外科専門医、消化器外科専門医）
- (3) 過去3年間に1回以上本会の定期学術集会に出席したこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のすべてを満たす者は専門医会員になるための審査を申請することができる。

- (1) 引き続き10ヵ年以上、一般会員であり、かつ、会費を完納していること
- (2) 別に定める胸部外科関係学術刊行物に筆頭論文として10編以上の業績を有すること
- (3) 過去3年間に1回以上本会の定期学術集会に出席したこと

3 専門医会員になるための審査を受けようとする者は、審査の年の4月30日までに、別に定める様式に従つて、専門医会員の審査申請書を専門医会員選出委員会に提出しなければならない。

(専門医会員選出委員会の設置)

第4条 この法人に、専門医会員選出委員会を置く。

(専門医会員選出委員会の構成)

第5条 専門医会員選出委員会は、次の各号の専門医会員選出委員によって構成する。

- (1) 専門医会員選出委員会の委員長・・・・・・1名
- (2) 専門分野専門医会員選出委員
 - イ) 肺、気管、縦隔、胸壁などの分野・・・・・・3名
 - ロ) 心臓、大血管などの分野・・・・・・3名
 - ハ) 食道などの分野・・・・2名

2 専門医会員選出委員会の委員長及び専門医会員選出委員は、この細則の第47条の規定に従って選任する。

(専門医会員選出委員会の種類及び職務)

第6条 専門医会員選出委員会は、定期専門医会員選出委員会及び臨時専門医会員選出委員会とする。

2 定期専門医会員選出委員会は、専門医会員になるための審査を申請した者の審査と専門医会員の選出を行う。

- 3 専門医会員選出委員会は、理事会が専門医会員審査についての異議の審議を専門医会員選出委員会に行わせることを議決したときは、その審議を行う。
- 4 専門医会員選出委員会は、専門医会員選出委員会の委員長が招集する。
- 5 専門医会員選出委員会の議長は、専門医会員選出委員会の委員長とする。ただし、専門医会員選出委員会の委員長に事故のある場合は、出席者の互選により議長を選出する。
- 6 専門医会員選出委員会は、専門医会員選出委員総数の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。
- 7 専門医会員選出委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 専門医会員選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2名が署名して、事務所に保存する。
- 9 専門医会員選出委員会の議事は、公開しない。ただし、会員は、専門医会員選出委員会の委員長の承認を受けて、専門医会員選出委員会の議事録を閲覧することができる。

(専門医会員の選任)

- 第7条 専門医会員は、専門医会員選出委員会の審査によって選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 2 専門医会員の選任は、毎年これを行う。
 - 3 定期専門医会員選出委員会は、毎年6月15日までに、専門医会員審査申請書の審査によって専門医会員候補者を選出し、かつ、審査の結果を理事会に報告する。
 - 4 理事会は、専門医会員になるための審査を申請した者の中、専門医会員候補者に選出されなかつた者に対しては、審査の年の6月20日までに必ず到着するよう、審査の結果を通知しなければならない。

(異議)

- 第8条 専門医会員の審査に対する異議は、審査の年の7月1日までに必ず到着するよう、異議の内容を明記した文書によって、本人が理事長にあてて申し立てるものとする。
- 2 理事長は、前項の異議の申し立てを受けたときは、理事会の議に付し、理事会又は専門医会員選出委員会のいずれが異議についての審議を行うかを議決する。
 - 3 理事会が、本条第1項の異議についての審議を専門医会員選出委員会に行わせることを議決したときは、専門医会員選出委員会の委員長は、理事会議決後速やかに、その異議についての審議を行うための臨時専門医会員選出委員会を招集しなければならない。
 - 4 臨時専門医会員選出委員会は、本条第1項の異議についての審議を行ったときは、直ちに、その結果を理事会に報告しなければならない。
 - 5 理事会は、速やかに、本条第1項の異議の取り扱いについて議決し、理事長は、これを異議申し立て者に通知する。
 - 6 本条第2項から第5項までの規定に従って、本条第1項の異議の取り扱いが本人に通知されたのちは、同一の内容にかかる異議の申し立ては、これを受け付けない。
 - 7 専門医会員の審査及び選出に関して疑義を生じたときは、理事会の議決によって決定する。

(専門医会員の委嘱)

- 第9条 理事長は、第7条の規定により選出された専門医会員候補者を、審査の年の8月1日までに、専門医会員として委嘱する。

第3章 特別会員

(特別会員候補者の選出)

第10条 理事会は、特別会員候補者を選出する。

2 特別会員候補者は、次の各号の基準によって選出する。

- (1) 年齢が満65歳以上であり、通算16年以上、評議員であったこと
- (2) 前号の基準にかかわらず、理事会において、特別会員候補者とすることがふさわしいと認められたこと

第4章 名誉会員

(名誉会員候補者の選出)

第11条 理事会は、名誉会員候補者を選出する。

2 名誉会員候補者は、次の各号の基準によって選出する。

- (1) 年齢が満65歳以上であり、理事長又は副理事長であったこと
- (2) 年齢が満65歳以上であり、会長(統括会長)又は分野会長であったこと若しくは通算6年にわたって役員であったこと
ただし、補充によって選任された役員の1年未満の任期は、切り上げて1年と算定する。
- (3) 前2号の基準にかかわらず、理事会において、名誉会員候補者とすることがふさわしいと認められたこと

第5章 懲戒

(懲戒処分)

第12条 理事長は、定款第9条に定める除名又は懲戒を理事会の議を経て行うことができるものとし、その手続きは懲戒規則に定める。

第6章 会費等

(会費の種類)

第13条 一般会員の会費は、年額15,000円とする。

2 専門医会員の会費は、年額20,000円とする。

3 評議員は、評議員費として年額5,000円を別に納入しなければならない。

4 購読会員の会費は、年額20,000円とする。

5 賛助会員の会費は、1口100,000円とする。

第7章 評議員

(評議員の責任)

第14条 評議員は、この法人の法律上の社員として、この法人の目的を達成するため次の義務を施行しなければならない。

- (1) この法人の評議員会(社員総会)に出席すること
- (2) この法人の事業を推進すること
- (3) この法人の適正な運営を図ること

(4) この法人の評議員会が評議員の義務として定めた事項を履行すること

(評議員の義務)

第 15 条 評議員は、次の義務を負うものとする。

- (1) この法人の事業及び運営に資する各種委員会活動への積極的な参画
- (2) この法人及び日本呼吸器外科学会の Official Journal、日本心臓血管外科学会の Affiliated Journal である GTCS の査読（合理的理由がない査読辞退は極力避ける）
- (3) 定期学術集会及び各地方会における座長・査読等の教育的役割への協力
- (4) 引き続き 2 回、社員総会に出席せず、かつ、議決権を行使しなかつたとみなされた時は、評議員任期終了後の 2 年間は評議員として選任されることができない。

(評議員の選任又は辞任)

第 16 条 評議員の選任は、この法人の定款に定められたことのほかは、この細則に従って行う。

- 2 評議員は、その選任の方法により、選挙によって選任される評議員（以下、「選挙評議員」とする。）及び推薦によって選任される評議員（以下、「推薦評議員」とする。）に区分する。
- 3 評議員の選任は、2 年ごとに、これを行う。
- 4 評議員を辞任しようとする者は、書面にて、その旨を理事長に届け出なければならない。

(評議員の定数)

第 17 条 選挙評議員の定数は、250 名以上 400 名以内とし、選挙評議員の選挙（以下、選挙と略記）の都度、理事会が決定する。

(選挙管理委員会)

第 18 条 選挙を管理するため、この法人に、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会の委員（以下、委員と略記）は、次条に定める選挙区のそれぞれにつき 2 名とし、理事長が、専門医会員の中から委嘱する。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、理事長が、委員の中から委嘱する。

(選挙区)

第 19 条 選挙は、全国を次の 8 地区（以下、選挙区と略記）に区分し、それぞれの選挙区ごとに行う。

- イ) 北海道地区（北海道）
- ロ) 東北地区（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島の各県）
- ハ) 関東地区（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨の各県）
- ニ) 東京地区（東京都）
- ホ) 中部地区（静岡、愛知、三重、岐阜、長野、富山、石川、福井の各県）
- ヘ) 近畿地区（京都、大阪、滋賀、奈良、和歌山、兵庫の各県）
- ト) 中国・四国地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知の各県）
- チ) 九州地区（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の各県）

(選挙評議員の定数)

第 20 条 各選挙区の選挙評議員の定数は、各選挙区の専門分野別専門医会員数による比例配分によるものとし、選挙の都度、理事会が決定する。ただし、この場合における専門医会員は、次条に定める有権者とする。

- 2 選挙管理委員会は、各選挙区の専門分野別選挙評議員の定数を、次条に定める有権者にホームページ上で

公示する。

3 前項の公示は、第 24 条に定める選挙の公告と同時に行う。

(有権者)

第 21 条 選挙における選挙権の有権者(以下、有権者と略記)は、選挙の前年度までの会費を、選挙の年の 1 月 31 日までに完納した専門医会員とする。

- 2 有権者が所属する選挙区は、選挙の年の 1 月 31 日現在の主たる勤務地によって定める。ただし、現に勤務していない者については、その居住地によって定める。
- 3 選挙管理委員会は、前項によって定めた各選挙区別及び専門分野別に区分した有権者名簿を作成し、選挙の年の 2 月 15 日までに、専門医会員にホームページ上で公示する。

(有権者名簿に対する異議)

第 22 条 専門医会員は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、選挙の年の 2 月末日までに、選挙管理委員会に書面にて異議の申し立てをすることができる。

- 2 選挙管理委員会は、異議が正当であると認めたときは、有権者名簿を訂正し、かつ、異議を申し立てた者にその旨を通知しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、異議が正当でないと認めたときは、異議を申し立てた者にその旨を通知しなければならない。

(有権者名簿の訂正)

第 23 条 選挙管理委員会は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めたときは、有権者名簿を訂正し、かつ、これを必要な範囲において、有権者にホームページ上で周知しなければならない。

(選挙の公示)

第 24 条 選挙管理委員会は、選挙の年の 4 月 1 日までに、有権者に対して、選挙を実施することを、ホームページ上で公告しなければならない。

(評議員への立候補)

第 25 条 評議員に立候補する者は、第 21 条に定める有権者でなければならない。ただし、選挙の年の 4 月 1 日において、満 65 歳以上の者は評議員に立候補することができない。

- 2 評議員に立候補する有権者が所属する選挙区は、第 21 条第 2 項によって定める。ただし、現に勤務していない者についてはその居住地によって定める。
- 3 評議員に立候補する有権者は、ホームページ上の立候補届出フォームより、選挙の年の 4 月 20 日の午後 5 時までに必ず、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 4 評議員に立候補する有権者は、直近の 4 年間に 2 回以上学術集会に出席の上、且つその出席した学術集会参加者アンケートに 1 回以上回答していなければならない。

(評議員候補者)

第 26 条 選挙管理委員会は、前条第 3 項の規定に従って届け出を行った者を評議員候補者(以下、候補者と略記)とし、候補者名簿を作成し、選挙の年の 5 月 20 日までに、有権者にホームページ上で公示しなければならない。

(評議員選挙の期日)

第 27 条 選挙の期日は、6 月 10 日とする。

(専門分野別選挙評議員)

- 第28条 選挙は、候補者の数がその選挙区の専門分野別選挙評議員の定数を超えた専門分野について行う。
- 2 候補者の数がその選挙区の専門分野別選挙評議員の定数を超えない専門分野については、選挙を行うことなく、候補者を選挙評議員とする。
 - 3 候補者の数がその選挙区の専門分野別選挙評議員の定数に満たない専門分野については、その満たない数を欠員とする。

(評議員選挙の方法)

- 第29条 選挙は、所定のインターネット選挙によって行う。
- 2 有権者は、選挙管理委員会が作成したインターネット上の選挙ホームページより、選挙の期日の午後5時までに投票を行う。
 - 3 開票は、複数の選挙管理委員が、これを行う。選挙区ごとに作成された得票集計表には、開票を行った選挙管理委員が署名しなければならない。
 - 4 次の各号の投票は、これを無効とする。
 - (1) 定数の90%に満たないもの
 - (2) 選挙管理委員会の指示に反したもの
 - 5 選挙評議員は、各選挙区の専門分野ごとに、得票数の最も多かった候補者から、順次、第20条第1項に定める定数までの順位にある候補者を当選とする。
 - 6 得票数が同数の候補者が2名以上あったときは、複数の選挙管理委員の抽選によって、順位を決定する。
 - 7 選挙管理委員会は、選挙の結果を理事会に報告し、理事会はその結果を会員に公告する。

(選挙評議員の任期等)

- 第30条 選挙評議員の任期は、選挙の年の8月1日に始まり、次の選挙の年の7月31日に終わる。
- 2 選挙評議員が、勤務地又は居住地を他の選挙区に移動しても、移動の前及び後の選挙区の選挙評議員数の減少及び増加とは見做さない。
 - 3 選挙評議員の選任に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会の議決によって決定する。

(推薦評議員候補者選考委員会)

- 第31条 推薦評議員候補者を選考するため、この法人に、推薦評議員候補者選考委員会(以下、推薦委員会と略記)を置く。
- 2 推荐評議員の定数は、10名以上30名以内とする。ただし、選挙評議員の欠員数をこれに加えることができる。
 - 3 女性の選挙評議員数を勘案し、女性専門医会員数比率に応じた女性評議員を置く。
 - 4 推荐委員会は、次の各号の委員によって構成する。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 1名
 - (3) 評議員選挙管理委員会の委員長 1名
 - (4) 評議員選挙管理委員会の委員のうち各専門分野よりそれぞれ1名
 - (5) 評議員選挙管理委員会の委員のうち各選挙区よりそれぞれ1名
 - (6) そのほか理事長が必要と認めた者 若干名
 - 5 委員は、理事長が委嘱する。

6 推薦委員会の委員長は、理事長とする。

(推薦評議員候補者)

第32条 推薦委員会は、選挙評議員が選任された後、速やかに開催し、その年の選挙の候補者、あるいはこの法人において指導的な業績を挙げている者の中から、専門分野、地区及び所属する施設等を考慮して、推薦評議員候補者を選考する。

2 理事長は、理事会の議を経て、推薦評議員候補者を、推薦評議員として選任する。

(推薦評議員候補者の任期)

第33条 推荐評議員の任期は、選挙の年の8月1日に始まり、次の選挙の年の7月31日に終わる。

第8章 評議員会

(評議員会)

第34条 評議員会は、この法人の社員総会として定款で定められた事項のほか、この法人の運営に関する重要事項を審議し、決議する。

第9章 役員

(役員の専門分野)

第35条 この法人の理事長及び副理事長以外の理事は、次の各号の専門分野によって構成する。

- (1) 肺、気管、縦隔、胸壁などの分野
- (2) 心臓、大血管などの分野
- (3) 食道などの分野

2 理事長及び副理事長以外の理事は、前項に定める専門分野に区分して選任する。

3 第2項に定める各専門分野の理事の定数は、選挙の前年度の4月1日現在の各専門分野に属する専門医会員数を考慮して決定する。ただし、各専門分野理事の最小数は3名とする。

4 監事及び第2項に定める各専門分野の理事の定数は、2年ごとに理事会で決定する。

(役員の選任又は辞任)

第36条 役員の選任は、この法人の定款に定められたことのほかは、この細則に従って行う。

2 理事長及び副理事長以外の役員の選任は、評議員による無記名投票の選挙によって行う。ただし、委任状による投票は、これを認めない。

3 理事長及び副理事長の選任は、第39条により別に定める。

4 役員を辞任しようとする者は、書面にて、その旨を理事長に届け出なければならない。

(役員選挙開票立会人)

第37条 役員の選挙に当たって、選挙管理委員会が担当する。委員長は委員の名から、2名以上の開票立会人を指名する。

2 開票立会人は、開票に立ち会い、その事務を監督する。

(役員選挙の方法)

第38条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 被選挙権有権者でない者の氏名を記載したもの

ただし、連記投票においては、被選挙権有権者でない者の氏名を記載したものだけを無効とする。

- (3) 何人を記載したかを確認できないもの
 - (4) 連記投票において同一の被選挙権有権者の氏名を重複して記載したもの
ただし、この場合は、1票だけを有効とし、重複した他の投票を無効とする。
 - (5) 単記投票において複数の氏名を記載し、又は連記投票において定められた連記数を超える数の氏名を記載したもの
ただし、この場合は、その投票のすべてを無効とする。
 - (6) 議長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかつたもの
- 2 役員の選挙において、得票数が同数の者のうち、ある者だけを当選者としなければならない場合は、開票立会人の抽選によって、当選者を決定する。

(理事長及び副理事長の選任等)

第39条 理事長及び副理事長の任期は2年とし、この法人が年1回開催し、選任された通常評議員会を含む定期学術集会終了時に始まり、次々期通常評議員会を含む定期学術集会終了時に終わる。ただし、再任は1回までとする。

- 2 理事長になろうとする者の選出は、理事会において理事を1期以上経験した評議員の中から理事が候補者（以下、理事長候補者と略記）を推薦し、理事による選挙によって行う。
- 3 選挙は無記名による単記投票を行い、過半数を得た者を当選者とする。ただし、過半数が得られなかつた場合は上位の2名を理事長候補者として決選投票を行う。なお、理事長候補者が1名の場合は、選挙を行うことなく選任することができる。
- 4 投票は直接投票のほか書面による投票を認める。ただし、決選投票においては書面による投票を認めない。
- 5 理事長候補者に推薦された者は理事長選挙に際して、理事会で所信を表明することができる。
- 6 副理事長になろうとする者は、理事又は理事を経験した評議員の中から理事長が指名する。ただし、理事長は、その任期開始前であっても、予め副理事長を指名することができる。
- 7 理事長及び副理事長の就任に当たっては、評議員会の承認を受けなければならない。

(理事及び監事の選任等)

第40条 理事長になろうとする者及び副理事長になろうとする者以外の理事の任期は2年とし、この法人が年1回開催し、選任された通常評議員会を含む定期学術集会終了時に始まり、次々期通常評議員会を含む定期学術集会終了時に終わる。ただし、再任は2回までとする。

- 2 監事の任期は2年とし、この法人が年1回開催し、選任された通常評議員会を含む定期学術集会終了時に始まり、次々期通常評議員会を含む定期学術集会終了時までとする。ただし、外部監事を除く監事の再任は1回までとする。
- 3 理事の選出は評議員による選挙によって行い、各専門分野理事数は、任期を残す各専門分野理事数を、各専門分野理事の定数から減じた数とし、理事長がこれを評議員に通知するものとする。
- 4 各専門分野理事の選挙は、通算6年の理事の任期満了した評議員を除くその他の評議員を被選挙権有権者として、各専門分野理事の立候補者（以下、理事候補者と略記）の中から、前項に規定された数と同数の連記投票によって行い、得票数の最も多い者から、連記数までの順位にある者を当選者とする。なお、理事候補者が定数を超えない専門分野については、選挙を行うことなく選任することができる。
- 5 評議員は、一つの専門分野に限って理事候補者になることができる。

- 6 理事に立候補する者は、理事長が定めた期日の午後 5 時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。
- 7 前項に定める届け出には、別に定める様式に従って、理事候補者の氏名、心・肺・食道のうちいずれか一つの専門分野、所属する施設名及び生年月日並びに理事選挙広報に掲載するための経歴及び所信などを記載しなければならない。
- 8 理事長は理事候補者の氏名、専門分野、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信などを掲載した各専門分野別の理事選挙広報を、理事選挙の施行前までに到着するよう評議員に送付する。
- 9 理事に欠員を生じたときは、理事会の議決によって、前回理事選挙における次点者から、順次、繰り上げて、補充することができる。
- 10 任期を残す理事が辞任したとき、その後任として選任された理事の任期は、前任者の残任期間にて終了する。

(監事の選挙)

第 41 条 監事の選出は評議員による選挙によって行い、選出する監事数は、任期を残す監事数を 4 名から減じた数とし、理事長がこれを評議員に通知するものとする。監事の選挙は、通算 4 年の監事の任期満了した評議員を除くその他の評議員を被選挙権有権者として、監事の立候補者(以下、監事候補者として略記)の中から、規定された数と同数の連記投票によって行い、得票数の最も多い者から、連記数までの順位にある者を当選者とする。なお、監事候補者が定数以内の場合は、選挙を行うことなく全員選任することができる。

- 2 監事に立候補する者は、理事長が定めた期日の午後 5 時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。
- 3 前項に定める届け出には、別に定める様式に従って、監事候補者の氏名、心・肺・食道のうちいずれか一つの専門分野、所属する施設名及び生年月日並びに監事選挙広報に掲載するための経歴及び所信などを記載しなければならない。
- 4 理事長は監事候補者の氏名、専門分野、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信などを掲載した監事選挙広報を、監事選挙の施行前までに到着するよう評議員に送付する。
- 5 監事に欠員を生じたときは、理事会の議決によって、前回監事選挙における次点者から、順次、繰り上げて、補充することができる。
- 6 外部監事については、選挙を要せず、理事会において選任する。

(役員選挙の繰り上げ等)

第 42 条 理事及び監事の選挙において、次点者以下の候補者に得票数が同数の者があるときは、繰り上げて補充する場合の順位を、開票立会人の抽選によって決定する。

- 2 理事及び監事は会長（統括会長）、分野会長を選任したのちに選出する。
- 3 理事及び監事は同時に立候補できないものとする。

第 10 章 名誉理事長

(名誉理事長候補者の選出)

第 43 条 理事会は、名誉理事長候補者を選出する。

2 名誉理事長候補者は、次の基準によって選出する。

(1) 年齢が満 70 歳以上であり、この法人の理事長であったこと

第 11 章 名誉会長

(名誉会長候補者の選出)

第 44 条 理事会は、名誉会長候補者を選出する。

2 名誉会長候補者は、次の基準によって選出する。

(1) 年齢が満 70 歳以上であり、この法人の定期学術集会の会長又は統括会長であったこと

第 12 章 統括会長及び次期統括会長等

(統括会長、次期統括会長及び次々期統括会長の選任等)

第 45 条 統括会長及び次期統括会長の任期は 1 年とし、この法人が年 1 回開催し、選任された通常評議員会を含む定期学術集会終了時に始まり、次期通常評議員会を含む定期学術集会終了時までとする。ただし、再任できないものとする。

- 2 統括会長、次期統括会長及び次々期統括会長の選挙は、単記投票によって行い、得票数の最も多い者を当選者とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、評議員会の議決によって、選挙を行うことなく、次期統括会長を次年度の統括会長として、次々期統括会長を次年度の次期統括会長として、選任することができる。
- 4 次期統括会長を次年度の統括会長とすることのできないときは、理事会は、幹事の意見聴取を経て、定期学術集会の主宰代行者を決議する。
- 5 次年度の統括会長は、次期定期学術集会の開催地及び開催時期を定め、理事会の議を経て評議員会に報告するものとする。
- 6 次々期統括会長は、評議員の中から選出し、評議員会の承認を受ける。
- 7 次々期統括会長の選挙は、次々期統括会長の立候補者（以下、次々期統括会長候補者と略記）を被選挙権有権者として単記投票によって行い、得票数の最も多い者を当選者とする。なお、次々期統括会長候補者が 1 名の場合は、選挙を行うことなく選任することができる。
- 8 評議員は、一つの専門分野に限って次々期統括会長候補者となることができる。
- 9 次々期統括会長に立候補する者は、理事長が定めた期日の午後 5 時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。
- 10 前項に定める届け出には、別に定める様式に従って、次々期統括会長候補者の氏名、心・肺・食道のうちいずれか一つの専門分野、所属する施設名、生年月日並びに次々期統括会長選挙広報に掲載するための経歴及び所信などを記載しなければならない。
- 11 理事長は次々期統括会長候補者の氏名、専門分野、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信などを掲載した次々期統括会長選挙広報を、次々期統括会長選挙の施行前までに到着するよう評議員に送付する。
- 12 統括会長、次期統括会長及び次々期統括会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

- 13 統括会長は、会務の執行に必要な幹事を置くことができる。ただし、幹事の任期は1年とする。
- 14 役員が統括会長に選任された場合は、直ちに理事長に辞任を届け出なければならない。その際、理事長は理事会の決議を経ることなく、役員の辞任の届出を受理する。

第 13 章 分野会長及び次期分野会長

(分野会長及び次期分野会長の選任)

- 第 46 条 この法人に、分野会長及び次期分野会長をそれぞれ分野ごとに 1 名置くことができる。ただし、当該年度の統括会長と異なる 2 分野から選出するものとする。
- 2 次期分野会長の選挙は、当該年度の統括会長と異なる 2 分野からの次期分野会長の立候補者（以下、次期分野会長候補者と略記）を被選挙権有権者として単記投票によって行い、得票数の最も多い者を当選者とする。なお、当該年度の統括会長と異なる 2 分野で次期分野会長候補者が 1 名の場合は、選挙を行うことなく選任することができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、評議員会の議決によって、選挙を行うことなく、次期分野会長を次年度の分野会長として、選任することができる。
 - 4 評議員は、一つの専門分野に限って次期分野会長候補者となることができる。
 - 5 次期分野会長に立候補する者は、理事長が定めた期日の午後 5 時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。
 - 6 前項に定める届け出には、別に定める様式に従って、次期分野会長候補者の氏名、心・肺・食道のうちいずれか一つの専門分野、所属する施設名及び生年月日並びに次期分野会長選挙広報に掲載するための経歴及び所信などを記載しなければならない。
 - 7 理事長は次期分野会長候補者の氏名、専門分野、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信などを掲載した次期分野会長選挙広報を、次期分野会長選挙の施行前までに到着するよう評議員に送付する。
 - 8 分野会長及び次期分野会長に欠員を生じたときは、理事会はその代行者を決議する。
 - 9 分野会長及び次期分野会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
 - 10 分野会長は、統括会長と共に研究発表及び学術講演を内容とする定期学術集会を主催する。
 - 11 分野会長及び次期分野会長の任期は 1 年とし、この法人が年 1 回開催し、選任された通常評議員会を含む定期学術集会終了時に始まり、次期通常評議員会を含む定期学術集会終了時までとする。ただし、再任できないものとする。
 - 12 分野会長は、会務の執行に必要な幹事を置くことができる。ただし、幹事の任期は1年とする。
 - 13 役員が分野会長に選任された場合は、直ちに理事長に辞任を届け出なければならない。その際、理事長は理事会の決議を経ることなく、役員の辞任の届出を受理する。

第 14 章 委員会の委員長及び委員

(委員会の委員長及び委員の選任等)

- 第 47 条 委員会の委員長及び委員は、次の各項の規定によって選任する。
- 2 委員会の委員長は、理事の中から選任する。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。
 - 3 委員会の委員は、評議員の中から選任する。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。
 - 4 委員会の委員長及び委員の任期は、別に規定された場合のほかは、1 年とする。

- 5 委員会の委員長及び委員は、再任を妨げない。ただし、特別の理由のある場合のほかは、引き続き 6 年を超えて、同一の委員会の委員であることはできない。
- 6 委員会の委員長又は委員に、委員としてふさわしくない行為のあったとき、又は特別の事情のあるときは、その任期中であっても、当該委員会及び理事会の議決によって、これを解任することができる。この場合、その委員は、それぞれの議決の前に弁明することができる。
- 7 委員会の委員が、監事に選任されたとき、又は特別会員若しくは名誉会員に推薦されたときは、その任期中であっても、引き続き委員であることはできない。
- 8 委員会の委員長又は委員に欠員が生じたときは、理事長は、速やかに委員会の委員長又は委員を補充する。
- 9 補充によって選任された委員会の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 10 この法人及び関連団体との会議には参加資格のある者しか参加出来ない。ただし、特段の事情がある場合には会議の司会者にあらかじめ届け出て許可を得た場合のみ代理者の出席が認められる。

第 15 章 地方会

(地方会の設置等)

第 48 条 この法人に、次の各号の地方会を置く。ただし、地方会はこの法人の法人格と別組織とする。

- (1) 北海道地方会
- (2) 東北地方会
- (3) 関東甲信越地方会
- (4) 関西地方会
- (5) 九州地方会

2 地方会は、地方会の規則によって運営する。

3 地方会は、次の各号の事項を、理事会に届け出なければならない。

- (1) 地方会の規則
- (2) 地方会の事務所
- (3) 地方会の会長及びその他の役員の氏名
- (4) 地方会の事業計画

4 この法人と地方会との連絡は、地方会の代表がこれに当たる。

5 地方会に関して疑義を生じたときは、理事会の議決によって決定する。

第 16 章 事務局

(事務局)

第 49 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、職員は理事長が任免する。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第17章 條則

(細則の変更)

第50条 この細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、変更することができる。

附 則

1 この細則は、一般社団法人日本胸部外科学会の設立の日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和2年6月29日から施行する。

この細則は、令和3年10月31日から施行する。